

施設整備計画

1. 施設整備計画の名称

徳島県公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成28年度～平成29年度(2年間)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

南海トラフ巨大地震をはじめとする災害に備えるため、城北高等学校と小松島西高等学校勝浦校に屋外トイレを設置し、防災機能強化を図る。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

老朽化したひのみね支援学校のトイレを全面改修し、設備の寿命を延ばすとともに、快適な学校生活を実現する。

(5) 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

地球温暖化対策の推進や、環境教育への活用を図るため、城西高等学校と阿南工業高等学校に太陽光発電を設置する。

また、平成30年に開校する(仮称)新統合高等学校にLED植物工場を新築し、産業教育の充実を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		0 校
中学校		3 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		9 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		2 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		45 校
教員及び職員のための住宅		165 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	15 箇所
	学校武道場	33 箇所
	社会体育施設	12 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	平成31年3月(予定)
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有り	平成27年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は県のホームページ等で公表する。</p>
--

